



証券コード:8022

第112回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月20日(金曜日)午前10時
(受付開始 午前9時)

議決権行使期限

2025年6月19日(木曜日)午後6時

開催場所

大阪市住之江区南港北一丁目12番35号
当社大阪本社 (ミズノクリスタ) 地下1階ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)
5名選任の件

株主総会にご出席の株主様への、お土産の配布はございません。

株 主 各 位

[証券コード：8022]
2025年5月30日
(電子提供措置の開始日2025年5月28日)
大阪市中央区北浜四丁目1番23号
美 津 濃 株 式 会 社
代表取締役社長 水野明人

第112回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第112回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://corp.mizuno.com/jp/investors>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会ポータル <https://www.soukai-portal.net>

※同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードをご入力の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使いただけますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1	日	時	2025年6月20日（金曜日）午前10時
2	場	所	大阪市住之江区南港北一丁目12番35号 当社大阪本社（ミズノクリスタ）地下1階ホール
3	会議の目的事項		報告事項 1. 第112期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第112期（2024年4月1日から2025年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

以 上

書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面のうち、下記の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://corp.mizuno.com/jp/investors>）に掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様にお送りする書面には記載しておりません。

- ・事業報告「主要な事業内容」、「主要な営業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」及び「会社の体制及び方針並びに運用状況」
- ・連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・計算書類「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ・監査報告「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」、「会計監査人の監査報告書」、及び「監査等委員会の監査報告書」

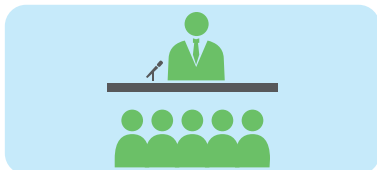
「主要な事業内容」、「主要な営業所」、「従業員の状況」、「主要な借入先の状況」及び「会社の体制及び方針並びに運用状況」は、事業報告の一部として、監査等委員会による監査を受けております。

また、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、連結計算書類及び計算書類の一部として、監査等委員会及び会計監査人による監査を受けております。

なお、電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://corp.mizuno.com/jp/investors>）に掲載させていただきます。

議決権の行使についてのご案内

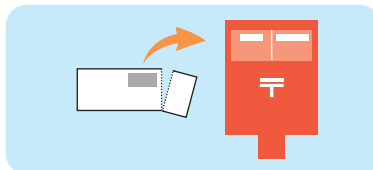
当日ご出席の場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、**受付の開始は午前9時**を予定しております。

事前の議決権行使のご案内



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、**2025年6月19日（木曜日）午後6時までに到着**するようご返送願います。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネット等による議決権行使

【インターネット等による議決権行使のご案内】をご参照のうえ、**2025年6月19日（木曜日）午後6時までに**ご**行使**願います。

※ 同一の株主様の重複行使の取り扱い

- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書面及びインターネット等の両方により議決権を重複して行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2025年6月19日（木曜日）午後6時

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使[®]トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力のうえアクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

ご注意事項 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

 **0120-652-031** [受付時間 午前9時～午後9時]

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の継続を基本方針としております。

第112期の期末配当につきましては、上記の基本方針に則った上で、事業成長による企業価値向上のため、設備投資や研究開発投資等に充当すべく内部留保にも配慮し、次のとおりとさせていただきます。

- 1 配当財産の種類
金銭といたします。
- 2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社 普通株式 1株につき90円
総額 2,302,139,970円
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月23日

なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、年間配当金は、中間配当金60円と合わせまして、前期に比べ30円増配の150円となります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会は、各候補者について当事業年度における業務執行状況や業績、これまでの経歴等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	取締役会出席回数
1	再 任	水 野 明 人	代表取締役社長	23回/23回（100%）
2	再 任	七 條 毅	取締役専務執行役員 グローバルフットウェアプロダクト、 グローバルアパレルプロダクト、南米事業 担当 SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD. 董事長	23回/23回（100%）
3	再 任	佐 野 治	取締役常務執行役員 ゴルフマーケティング、北米事業 担当 MIZUNO USA, INC. 取締役CEO MIZUNO CANADA LTD. 取締役会長	23回/23回（100%）
4	新 任	中 田 匠	執行役員 グローバルイクイップメントプロダクト、 グローバル研究開発、品質保証 担当	—
5	再 任 社外取締役 独立役員	新 居 勇 子	社外取締役	17回/17回（100%）

候補者
番号

1

みずの
水野

あきと
明人

再

任



■ 生年月日

1949年8月25日

■ 所有する当社株式数

123,068株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1975年 8 月 当社入社
1982年12月 当社千里事業本部マーケティング室長
1984年 5 月 当社取締役
1986年 5 月 当社常務取締役
1990年 6 月 当社専務取締役
1994年 6 月 当社取締役副社長
1998年 6 月 当社代表取締役副社長
2006年 6 月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

水野明人氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有し、当社代表取締役社長として、グローバルビジネスの強化拡大などに取り組んでまいりました。加えて、当社グループの経営戦略の実践において、経営トップとしてリーダーシップを発揮しております。このため、引き続き取締役に適任と判断し、候補者といたしました。

候補者
番 号

2

しち じょう
七條

たけし
毅

再 任



■ 生年月日

1961年10月27日

■ 所有する当社株式数

14,347株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 3 月 当社入社
2005年 3 月 当社アスレティック事業部マーケティング部長
2010年10月 当社アパレル企画生産本部長
2012年 6 月 当社取締役
当社グローバルアパレルプロダクト担当（現任）
2013年 6 月 SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD. 董事長（現任）
2015年 6 月 当社グローバルフットウエアプロダクト担当（現任）
2016年 6 月 当社常務執行役員
2017年 1 月 当社南米事業担当（現任）
2018年10月 当社グローバルマーケティング担当
2021年 6 月 当社コンペティションスポーツ事業担当
2022年 6 月 当社取締役常務執行役員
2023年 6 月 当社取締役専務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

七條毅氏は、当社グループのプロダクト領域において商品開発や生産性向上を牽引してまいりました。また、マーケティングや事業部でも豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社グループの経営への貢献を期待できることから、引き続き取締役に適任と判断し、候補者いたしました。

候補者
番号

3 の
佐野

おさむ
治

再 任



■ 生年月日
1962年3月8日
■ 所有する当社株式数
10,743株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1984年 3 月 当社入社
2006年10月 当社ゴルフ事業部マーケティング部長
2011年 3 月 当社事業改革室部長
2013年 3 月 当社総合企画室部長
2017年 1 月 当社執行役員
当社北米事業担当（現任）
MIZUNO USA, INC.取締役CEO（現任）
MIZUNO CANADA LTD.取締役会長（現任）
2020年 3 月 当社ゴルフ事業担当
2021年 6 月 当社常務執行役員
当社コーポレートコミュニケーション担当
当社欧州事業担当
当社アジア・オセアニア事業担当
2022年 6 月 当社取締役常務執行役員（現任）
2023年 1 月 当社グローバルコーポレート＆マーケティング担当
2024年 1 月 当社ゴルフマーケティング担当（現任）

取締役候補者とした理由

佐野治氏は、業務改革推進や海外販売子会社の経営執行など、同氏が有する豊富な経験と幅広い知見は、当社グループの経営への貢献を期待できることから、引き続き取締役に適任と判断し、候補者いたしました。

候補者
番号

4

なか た
中田

たくみ
匠

新

任



■ 生年月日

1965年12月1日

■ 所有する当社株式数

5,616株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1990年 3 月 当社入社

2013年 1 月 ミズノテクニクス株式会社管理部長

2015年 1 月 SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD.DEPUTY GENERAL
MANAGER

2018年 1 月 ミズノテクニクス株式会社代表取締役社長

2021年 6 月 当社執行役員（現任）

当社グローバルイクイップメントプロダクト担当（現任）

2022年 5 月 当社グローバル研究開発担当（現任）

当社品質保証担当（現任）

取締役候補者とした理由

中田匠氏は、国内・海外の製造子会社における経営執行や、当社グループの研究開発部門を率いるなど、製造領域や技術領域で幅広い知見を有しており、当社グループの経営への貢献を期待できることから、取締役
に適任と判断し、候補者いたしました。

候補者
番号

5

あら い
新居

ゆう こ
勇子

再

任

社外取締役

独立役員



■ 生年月日

1961年1月27日

■ 所有する当社株式数

0株

略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1979年 4 月 全日本空輸株式会社入社
 2014年 4 月 同社執行役員
 2016年 4 月 同社上級執行役員、ANAセールス株式会社（現ANAあきんど株式会社）取締役副社長
 2016年 6 月 愛知製鋼株式会社社外取締役（現任）
 2021年 4 月 ANAあきんど株式会社取締役副社長
 2021年 6 月 ダイキン工業株式会社社外取締役（現任）
 2022年 4 月 ANAあきんど株式会社顧問（現任）
 2024年 6 月 当社取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

新居勇子氏は、グローバルに事業を展開する全日本空輸株式会社及びANAあきんど株式会社において、営業部門の要職として経営執行に長く携わってこれ、その豊富な経験と幅広い見識に基づく提言や助言により、引き続き経営全般の監督機能強化に尽力いただくことを期待し、候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 新居勇子氏は、社外取締役候補者であります。
- なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって1年であります。
- また、同氏は、当社が定める「社外取締役候補者の選考にあたっての独立性に関する基準及び方針」に照らして、一般株主と利益相反が生じる立場ではなく、中立性・独立性について問題ないものと判断いたしております。そのため、同氏が本総会において選任された場合、同氏を東京証券取引所の規則に定める独立役員として届け出る予定であります。
3. 当社は各候補者が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。原案どおり各候補者が選任された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

以上

【ご参考】 社外取締役候補者の選考にあたっての独立性に関する基準及び方針

当社は、社外取締役候補者を選考するにあたって、その独立性の基準を定めております。
独立社外取締役として、一般の株主と利益相反が生じないことを最優先の要件とし、下記の属性に該当する者は、選考から除外することとしております。

- (1) 当社グループの取締役、監査役、執行役員または社員であった者
- (2) 当社グループの主要な取引先、もしくはその業務執行者または過去に業務執行者であった者
※「主要な取引先」とは、年間の取引金額が、当社グループの連結売上高の5%以上である取引先をいいます。
また、「業務執行者」とは、取締役、執行役及び執行役員、並びにそれらに準ずる者をいいます。
(以下、同じ。)
- (3) 当社グループを主要な取引先とする会社等、もしくはその業務執行者または過去に業務執行者であった者
※「当社グループを主要な取引先とする会社等」とは、年間の取引金額が、当該会社等の連結売上高の5%以上である取引関係先をいいます。
- (4) 当社の大株主（直接保有、間接保有に関わらず、総株主の議決権の10%以上の議決権を保有）もしくはその業務執行者または過去に業務執行者であった者
- (5) 当社グループから、役員報酬を除き、年間1千万円以上の金銭等（寄付を含む）を受け取っている者、または過去に受け取っていた者
- (6) 上記各項目の配偶者または2親等以内の親族

以上

【ご参考】取締役会の構成

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、各取締役及び各取締役(監査等委員)の「スキルマトリックス」は以下のとおりとなります。

		社外	企業経営	ブランド戦略・マーケティング	グローバル経営	E S G	財務・会計	法務・リスクマネジメント
取締役	水 野 明 人		●	●		●		
	七 條 毅		●	●	●			
	佐 野 治		●		●		●	
	中 田 匠				●	●		
	新 居 勇 子	○	●	●				
取締役 (監査等委員)	原 琢 平					●		●
	山 添 俊 作	○	●					●
	細 川 明 子	○				●	●	

(注) 取締役の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や、好調が続くインバウンド消費などにより、緩やかな回復傾向が続きました。海外経済も一部地域において足踏みは見られるものの、回復の動きが持続しました。一方、米国の関税・通商政策の影響や地政学リスクの高まりなどにより、世界経済の先行きには不透明感が漂っています。

スポーツ市場においては、世界的なスポーツイベントが開催されたこともあり、広くスポーツへの機運が高まりました。一方で、コロナ禍以降継続したゴルフ等アウトドアのパーソナルスポーツマーケットの拡大は、一旦落ち着きが見られる状況にあります。

このような状況の中、当社グループは、国内においてはフットボール、バレーボール、ラケットスポーツ等競技スポーツ品の販売が好調に推移、ワークビジネス事業の売上も好調に推移しました。海外においてもフットボール等の競技スポーツ品やスポーツスタイルシューズの販売が伸長したことに加え、売上高総利益率の改善が寄与し、業績が拡大しました。

これらの結果、当社グループの経営成績は、売上高は106億2千3百万円増収（前年同期比4.6%増）の2,403億3千5百万円、営業利益は34億9千8百万円増益（前年同期比20.2%増）の207億7千7百万円、経常利益は20億6千4百万円増益（前年同期比10.7%増）の213億5千2百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は9億3千1百万円増益（前年同期比6.5%増）の152億4千3百万円となり、いずれも過去最高となりました。

※2025年1月1日付で、在外支店を子会社化する事業再編を行いました。これにより、当連結会計年度における当該支店の会計期間は9か月となります。

売上高	2,403 億円 (前年同期比 4.6 %増)	営業利益	207 億円 (前年同期比 20.2 %増)
経常利益	213 億円 (前年同期比 10.7 %増)	親会社株主に帰属 する当期純利益	152 億円 (前年同期比 6.5 %増)

セグメント（地域別）の業績は以下のとおりであります。

日 本

売上高

147,291 百万円
(前年同期比4.2%増)

地域別売上高
61.2%

日本は、バレーボール、ラケットスポーツなど競技スポーツ品の販売が拡大、注力しているフットボール事業とスポーツスタイルシューズの販売が引き続き好調に推移しました。また、非スポーツ事業であるワークビジネス事業も成長を続けています。為替要因による利益下押し圧力はあったものの、スポーツスタイルシューズを中心にDTCチャネルでの販売が増加し、売上高総利益率を押し上げました。

この結果、売上高は58億7千7百万円増収（前年同期比4.2%増）の1,472億9千1百万円、営業利益は12億2千8百万円増益（前年同期比10.2%増）の132億6千5百万円と、ともに過去最高の結果となりました。

売 上 高

(百万円)

141,413

147,291

第111期

第112期

営 業 利 益

(百万円)

12,037

13,265

第111期

第112期

欧州

売上高

23,743百万円
(前年同期比7.1%減)



欧州は、事業拡大に注力しているフットボールやスポーツスタイルシューズが成長、バレーボール等競技スポーツ品の販売も伸長しました。また、主要商材であるランニングシューズにおいて収益性の改善に努めており、売上総利益率が改善しました。

この結果、売上高は18億2千3百万円減収（前年同期比7.1%減）の237億4千3百万円となったものの、営業利益は1億5千万円増益（前年同期比28.4%増）の6億7千8百万円となりました。

※2025年1月1日付で、在外支店を子会社化する事業再編を行いました。これにより、当連結会計年度における当該支店の会計期間は9か月となります。

売上高

(百万円)

25,566
23,743

第111期

第112期

営業利益

(百万円)

528
678

第111期

第112期

なお、当連結会計年度における欧州各通貨の換算レートは以下のとおりであります。

英ポンド：195.75円（前年同期 181.39円）、ユーロ（欧州支店）：164.90円（前年同期 156.80円）、ユーロ（子会社）：163.79円（前年同期 152.27円）、ノルウェー・クローネ：14.10円（前年同期 13.37円）

米 州

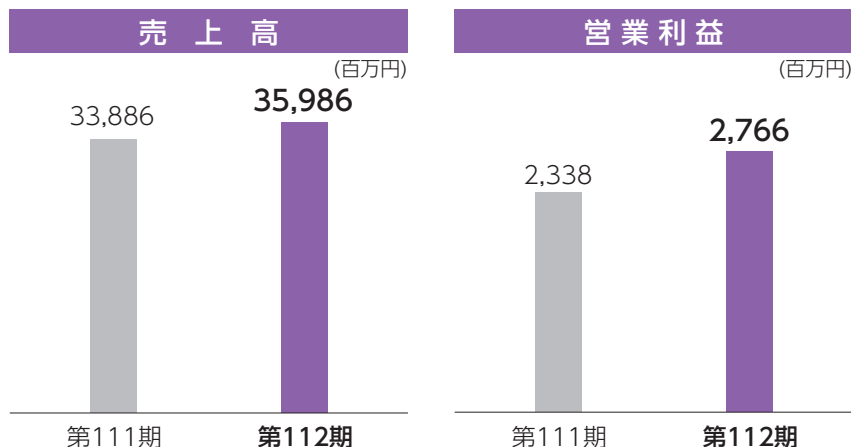
売上高

35,986百万円
(前年同期比6.2%増)



米州は、ここ数年続いたゴルフ市場の拡大には一服感が見られるものの、主力のアイアンが好調を維持しています。競技スポーツ品では、バレーボールを中心に売上が増加しました。また、在庫水準の改善が進み、売上総利益率が改善しました。

この結果、売上高は21億円増収（前年同期比6.2%増）の359億8千6百万円、営業利益は4億2千7百万円増益（前年同期比18.3%増）の27億6千6百万円となりました。



なお、当連結会計年度における米州各通貨の換算レートは以下のとおりであります。

米ドル：151.44円（前年同期 140.55円）、カナダドル：110.58円（前年同期 104.13円）

アジア・オセアニア

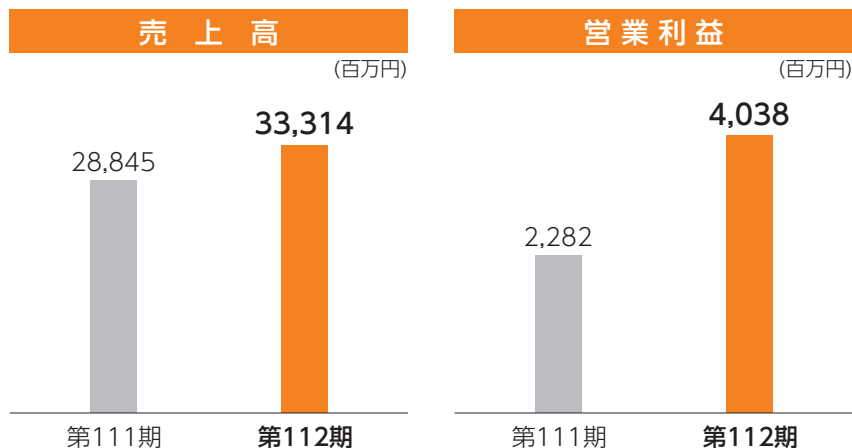
売上高

33,314百万円
(前年同期比15.5%増)



アジア・オセアニアは、事業拡大に注力しているフットボール事業が韓国や東南アジア地域で成長、ラケットスポーツやバレーボール等の競技スポーツ品の販売も拡大しました。また、スポーツスタイルシューズの販売も大きく増加しました。

この結果、売上高は44億6千9百万円増収（前年同期比15.5%増）の333億1千4百万円、営業利益は17億5千5百万円増益（前年同期比76.9%増）の40億3千8百万円と、それぞれ過去最高の結果となりました。



なお、当連結会計年度におけるアジア・オセアニア各通貨の換算レートは以下のとおりであります。

台湾ドル：4.73円（前年同期 4.52 円）、香港ドル：19.41 円（前年同期 17.96 円）、中国元：21.04円（前年同期 19.81 円）、豪ドル：99.87 円（前年同期 93.32 円）、韓国ウォン（100ウォンあたり）：11.11円（前年同期 10.78円）、米ドル（シンガポール）：151.44円（前年同期 140.55円）

2. 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資総額は41億1千5百万円となりました。設備投資の主な内容は、研究開発用設備器具の購入及び既存設備の維持・更新、IT関連にかかる投資等であります。

設備資金や運転資金の資金需要につきましては、主に営業活動によるキャッシュ・フローによる収入により充当いたしました。

なお、当連結会計年度末における長短借入金の残高は、前連結会計年度末と比べ8億2千8百万円増加し、134億9千2百万円となりました。

3. 対処すべき課題

①経営の基本方針：ミズノのパーパス、ビジョン、バリューズ

現代の激しい環境変化に対応し、グローバル市場での事業拡大を目指す中で、当社グループはサステナビリティを戦略の中核に置いています。私たちは長年にわたり大切にしてきた価値観を維持するとともに、未来に繋げ、持続可能な成長を追求していきます。

この方針を具体化するため、「パーパス（存在意義）」に加えて、新たな「ビジョン（目指すべき未来像）」及び「バリューズ（大切な価値観）」を制定し、全従業員に共有しています。これらの価値観は、創業以来の伝統を尊重した上で、創業者の価値観を現代のビジネス環境に合わせて再構築することで、グローバルで統一された行動基準を明確化しました。今後も、当社グループの全従業員が、パーパス、ビジョン、バリューズを心の中に留め、持続可能な未来に向けて、新たな企業価値を創造していきます。

<パーパス>

「より良いスポーツ品とスポーツの振興を通じて社会に貢献する」

<ビジョン>

「“ええもん” を世界に届け続ける」

<バリューズ>

■Fair Play（フェア・プレー）

創業以来、「利益の利より道理の理」の精神を大事にしてきた
短期的と中長期的な事業の成功を両立させるため、勇気あるリーダーシップを発揮し、より良い世界を作っていく

■Friendship（フレンドシップ）

馴れ合いではなく、規律のある中でのフレンドシップ、リスペクト
自身を高め、チームを高める行動を賞賛する

■Fighting Spirit（ファイティング・スピリット）

ミズノはフロンティア精神でええもんを作り続けてきた
絶えず変革を志し、結果にコミットする姿勢を堅持し成長を続ける

②今後の成長戦略と目標とする経営指標

当社グループの強みは、ものづくりにおける「品質」と「技術力」にあると考えています。例えば、現在国内トップシェアとなったフットボール（サッカー）シューズでは、販売開始から40年近く経つ「モレリアシリーズ」が、新製品においても変わらない履き心地を実現し、高く評価されています。今後も、機能性やフィッティングなど変わらない品質の良さを提供することで、当社の競争優位性を維持・発展させていきます。

また、近年スポーツを取り巻く環境は大きく変化しています。アスリートの体力や技術の進化は目覚ましく、用具に対する規制も変化してきています。こうした変化を見定め、変化に対応した商品・サービスの開発をスピード感をもって進めていくため、イノベーションセンター「MIZUNO ENGINE」が中心となって、当社グループの持つ技術力と総合スポーツ品メーカーとしての総合力をフルに発揮していきます。

さらに、国内だけでなく、海外市場にもこれまで以上に目を向けるとともに、ワークやライフスタイルといったスポーツ以外の分野にも果敢にチャレンジを続けていきます。

中期経営計画の目標達成に向けた主な戦略は次のとおりです。

■国内

- ・野球、サッカーなど競技スポーツ品のシェア向上
- ・スポーツで培った製品開発力、ブランド力を活かした事業の多角化
- ・エリア密着によるチームビジネス拡大と営業DXによる生産性向上

■海外

- ・フットボール（サッカー）事業の拡大
- ・ランニング事業の再成長
- ・新規リージョン（中南米、南アジア等）の開拓

■国内・海外共通

- ・DTC（オウンドEC、直営店）の販売強化
- ・スポーツスタイルシューズの売上拡大

(単位：億円)

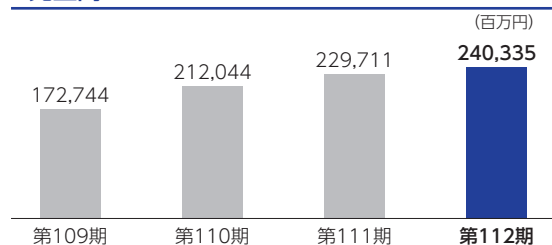
	2024年度 実績	2025年度 業績予想※	2027年度 中期計画目標※
(売 上 高 率) (海 外 比 率)	2,403 (39%)	2,600 (40%)	3,100 (45%)
営 業 利 益 (営 業 利 益 率)	207 (8.6%)	225 (8.7%)	280 (9.0%)
R O A	10.0%	10.3%	11.0%
R O E	10.2%	10.5%	11.0%

※2025年5月13日公表値

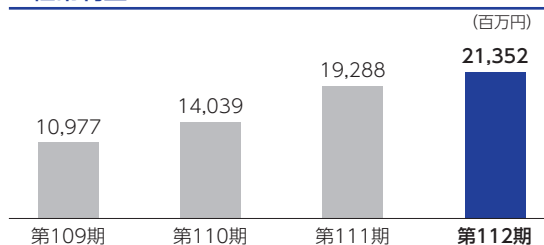
4. 財産及び損益の状況の推移

区 分		第109期 (2022年3月期)	第110期 (2023年3月期)	第111期 (2024年3月期)	第112期 (2025年3月期)
売上高	(百万円)	172,744	212,044	229,711	240,335
経常利益	(百万円)	10,977	14,039	19,288	21,352
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	7,717	9,910	14,311	15,243
1株当たり当期純利益	(円)	302.02	387.71	559.71	595.97
総資産	(百万円)	166,356	197,523	206,151	218,479
純資産	(百万円)	112,463	124,275	142,065	157,121
1株当たり純資産	(円)	4,382.13	4,840.37	5,531.81	6,112.30
ROA	(%)	6.3	7.3	8.8	10.0
ROE	(%)	7.2	8.4	10.8	10.2

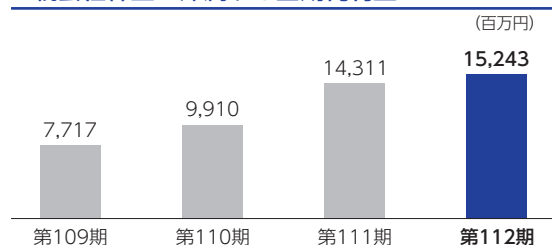
売上高



経常利益



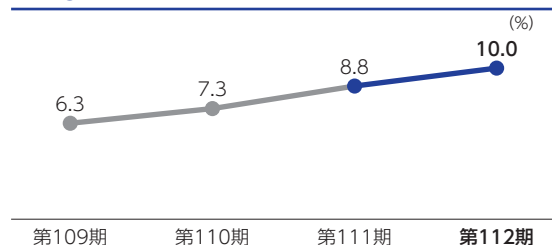
親会社株主に帰属する当期純利益



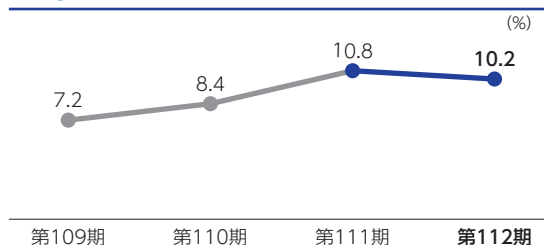
1株当たり当期純利益



ROA



ROE



5. 重要な親会社及び子会社等の状況

(1) 親会社との関係
該当事項はありません。

(2) 重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率 (%)	主要な事業内容
ミズノ テクニクス株式会社	100百万円	100	スポーツ品の製造・販売
ミズノスポーツサービス株式会社	10百万円	100	スポーツ施設の運営
株式会社ミズノアベール	20百万円	100	グループ向け各種役務の提供
セノー株式会社	200百万円	100	スポーツ施設機器の製造・販売
株式会社セノテック	10百万円	(100)	スポーツ施設機器の製造
セノーメンテナンスサービス株式会社	10百万円	(100)	スポーツ施設機器の保守・組立等
シャープ産業株式会社	97百万円	100	スポーツ品の製造・販売
MIZUNO USA, INC.	65,000千米ドル	100	スポーツ品の製造・販売
MIZUNO CANADA LTD.	500千加ドル	100	スポーツ品の販売
MIZUNO (TAIWAN) CORPORATION	45,000千NTドル	80	スポーツ品の販売
MIZUNO CORPORATION OF HONG KONG LTD.	2,392千HKドル	100	スポーツ品の生産管理
SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD.	49,800千米ドル	100	スポーツ品の製造・販売
MIZUNO OCEANIA PTY. LTD.	2,500千豪ドル	100	スポーツ品の販売
MIZUNO ITALIA S.R.L.	500千ユーロ	(100)	スポーツ品の販売
MIZUNO IBERIA, S.L.	796千ユーロ	(100)	スポーツ品の販売
MIZUNO KOREA LTD.	1,100百万ウォン	100	スポーツ品の販売
MIZUNO SINGAPORE PTE.LTD.	3,000千米ドル	100	スポーツ品の販売
MIZUNO NORGE AS	30千ノルウェー クローネ	(100)	スポーツ品の販売
MIZUNO EUROPE B.V.	16,244千ユーロ	100	欧州事業統括
MIZUNO FRANCE SAS	2,904千ユーロ	(100)	スポーツ品の販売
MIZUNO SIAM HOLDINGS LIMITED	3,000千泰バーツ	(49)	東南アジア事業統括

会 社 名	資 本 金	出資比率 (%)	主要な事業内容
MIZUNO APAC (THAILAND) , LIMITED	15,000千泰バーツ	(74)	スポーツ品の販売
MIZUNO CORPORATION UK LIMITED	10,345千ポンド	100	スポーツ品の販売

(注)「出資比率 (%)」欄の括弧内の内書は間接所有割合を示しております。

(3) 重要な企業再編等の状況

当社は、2025年1月1日付で、欧州支店事業を連結子会社であるMizuno Corporation UK Limitedへ、現物出資によって事業譲渡しました。

6. 主要な事業内容

当社グループは各種スポーツ品の製造及び販売を主たる事業としております。

また、日本国内ではスポーツ施設の建設工事（当社）、スポーツ施設の運営及び運営受託（当社及びミズノスポーツサービス株式会社）、スクールビジネス（当社及びミズノスポーツサービス株式会社）並びにスポーツ機器の製造及び販売（セノー株式会社等）を行っております。

7. 主要な営業所

(1) 当社

国内			
大阪本社	(大阪市)	東京本社	(東京都千代田区)
中部支社	(名古屋市)	関越支社	(高崎市)
九州支社	(福岡市)	北海道支社	(札幌市)
中国支社	(広島市)	東北支社	(仙台市)
四国支社	(香川県綾歌郡)	MIZUNO TOKYO店	(東京都千代田区)
MIZUNO OSAKA CHAYAMACHI店 (大阪市)			

(2) 子会社等

国内

ミズノ テクニクス株式会社	(岐阜県養老郡)
ミズノスポーツサービス株式会社	(大阪市)
株式会社ミズノアベール	(大阪市)
セノー株式会社	(千葉県松戸市)
株式会社セノテック	(群馬県沼田市)
セノーメンテナンスサービス株式会社	(千葉県松戸市)
シャープ産業株式会社	(神戸市)

欧州

MIZUNO CORPORATION UK LIMITED (イギリス ウォーキングガム)	
MIZUNO ITALIA S.R.L.	(イタリア トリノ)
MIZUNO IBERIA, S.L.	(スペイン バルセロナ)
MIZUNO NORGE AS	(ノルウェー クリスチャンサンド)
MIZUNO EUROPE B.V.	(オランダ カペレ・アーン・デン・エイセル)
MIZUNO FRANCE SAS	(フランス ブローニュ＝ビヤンクール)

米州

MIZUNO USA, INC.	(米国 ジョージア州 ピーチツリー コーナーズ)
MIZUNO CANADA LTD.	(カナダ オンタリオ州 ミシソーガ)

アジア・オセアニア

MIZUNO (TAIWAN) CORPORATION	(台湾 台北)
MIZUNO CORPORATION OF HONG KONG LTD.	(香港)
SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD.	(中国 上海)
MIZUNO OCEANIA PTY. LTD.	(豪州 メルボルン)
MIZUNO KOREA LTD.	(韓国 ソウル)
MIZUNO SINGAPORE PTE.LTD.	(シンガポール)
MIZUNO SIAM HOLDINGS LIMITED	(タイ バンコク)
MIZUNO APAC (THAILAND) , LIMITED	(タイ バンコク)

8. 従業員の状況

報告セグメントの名称	従業員数（人）	
日本	2,339	[2,063]
欧州	313	[11]
米州	357	[3]
アジア・オセアニア	640	[81]
合計	3,649	[2,158]

(注) 1. 従業員数は就業人員数（当社企業集団から企業集団外への出向者を除く）であり、臨時従業員数は [] 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

2. 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び期間契約の従業員を含み、派遣社員は除いております。

9. 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	3,278百万円

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数	普通株式	59,200,000株
2. 発行済株式の総数	普通株式	26,578,243株
3. 株主数		16,438名 (前期末比602名増)

4. 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人ミズノスポーツ振興財団	4,377	17.11
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	3,338	13.05
株式会社日本カストディ銀行	2,131	8.33
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,745	6.82
株式会社三井住友銀行	930	3.63
JP MORGAN CHASE BANK	787	3.07
日本生命保険相互会社	684	2.67
美津濃従業員持株会	505	1.97
THE BANK OF NEW YORK MELLON	444	1.73
第一生命保険株式会社	334	1.30

- (注) 1. 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。
2. 当社は、自己株式998,910株を保有しておりますが、大株主から除外しております。

5. その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年2月7日開催の取締役会において、2025年4月1日付で普通株式1株を3株に分割することを決議し、2025年4月1日を効力発生日として、当社定款に定める発行可能株式総数を変更いたしました。これにより、発行可能株式総数は177,600,000株に、発行済株式の総数は79,734,729株となりました。

6. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2018年6月21日開催の第105回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。2024年6月21日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年7月19日付で取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）4名に対し自己株式5,677株の処分を行っております。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	水 野 明 人	
代表取締役	福 本 大 介	専務執行役員 グローバルデジタルDTC統括 担当 MIZUNO (TAIWAN) CORPORATION 董事長
取締役	七 條 毅	専務執行役員 グローバルフットウェアプロダクト、 グローバルアパレルプロダクト、 グローバルマーケティング、南米事業 担当 SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD. 董事長
取締役	佐 野 治	常務執行役員 ゴルフマーケティング、北米事業 担当 MIZUNO USA, INC. 取締役CEO MIZUNO CANADA LTD. 取締役会長
社外取締役	新 居 勇 子	
取締役 (常勤監査等委員)	原 琢 平	
社外取締役 (監査等委員)	山 添 俊 作	
社外取締役 (監査等委員)	細 川 明 子	公認会計士

- (注) 1. 取締役のうち、新居勇子氏、山添俊作氏及び細川明子氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員会の監査・監督機能の実効性を確保するため、取締役（監査等委員を除く）や執行役員との適宜意見交換、主要な会議出席による情報取得、内部統制部門との日常的な連携などを実践すべく、原琢平氏を常勤の監査等委員に選定しております。
3. 社外取締役（監査等委員）細川明子氏は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

【ご参考】執行役員の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	尾 崎 徹 也	スポーツ施設サービス事業担当
執行役員	中 田 匠	グローバルイクイップメントプロダクト、グローバル研究開発、品質保証担当
執行役員	渡 辺 剛	グローバル人事総務、営業統括、法人、専門店、ナショナルチェーン営業担当
執行役員	斎 藤 真 一	ダイヤモンドスポーツ事業、ワークビジネス事業担当
執行役員	村 上 喜 弘	経理財務、ロジスティクス管理、法務、内部監査担当
執行役員	大 森 邦 弘	エリア営業、営業開発、カスタマーセンター担当
執行役員	長 沼 秀 一	総合企画、APAC統括担当
執行役員	岡 本 充 博	欧州事業担当
執行役員	藤 江 弘 一	アスレティック事業担当

(注) 取締役を兼務する者を除いております。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び退任役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されることとなります。

3. 当事業年度に係る取締役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員を除く）に関しては、経営者として有能な人材を登用・確保することを目的に企業価値向上へ貢献意欲に直結する報酬体系としております。その算定方法については、東京証券取引所プライム市場上場で同規模企業の平均的な水準をベースに、ステークホルダーへ説明責任を果たせるような透明性、公正性、合理性及び客観性を確保するよう制度化しており、独立役員が委員の過半を占める指名・報酬委員会における審査及び答申を経た上で、取締役会にて決定しております。

取締役（監査等委員）に関しては、幅広い経験や深い見識を持ち、取締役会において有益な建言や経営執行に対する適切な監査・監督の任を果たせる人材を登用・確保することを目的として、東京証券取引所プライム市場における同規模企業の平均的な水準を参考に、確定額の基本報酬について、常勤の監査等委員と非常勤の監査等委員を区分して、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役の報酬は、固定報酬である基本報酬と連結業績及び中長期的な企業価値向上のインセンティブを反映させるために業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬により構成され、これらの支給割合は、役位・職責・業績等を総合的に勘案して設定しております。なお、社外取締役及び取締役（監査等委員）については、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬は任務の性質と役割からそぐわないため、支給しないこととしております。

①基本報酬

代表取締役と取締役の役職ごとに確定額の基本報酬の額を定めており、当社を取り巻く経営環境など経済情勢の変化により、加算または減算を行うこととしております。

②業績連動報酬

業績の状況及び業績への貢献度に応じたインセンティブとして業績連動型報酬制度を導入しております。この制度は、親会社株主に帰属する当期純利益及び連結経常利益に応じて支給額が自動的に決定される仕組みとしております。その選定理由としては、一般株主の視点からROEを意識し、経営方針の実践を通じた業績及び株主価値の向上に向けてのためとしており、以下の方法で算定しております。

支給総額：対象年度の親会社株主に帰属する当期純利益×2%×達成率

ただし、対象年度の親会社株主に帰属する当期純利益の4%を上限として
おります。

達成率：対象年度の連結経常利益/当初公表した対象年度の連結経常利益の
予想数値

③譲渡制限付株式報酬

中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、基本報酬の比率を用いて金銭報酬債権総額を付与し、5年から10年の譲渡制限を付した当社株式を交付しております。

(2) 取締役の報酬等の総額等

区 分	支給人数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の額 (百万円)		
			基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬
取締役（監査等委員を除く）	6	340	160	135	45
（うち社外取締役）	(2)	(8)	(8)	(－)	(－)
取締役（監査等委員）	3	35	35	－	－
（うち社外取締役）	(2)	(16)	(16)	(－)	(－)
合計	9	376	195	135	45
（うち社外取締役）	(4)	(24)	(24)	(－)	(－)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第103回定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役に對しては年額3千万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち社外取締役は1名）です。また、上記報酬枠とは別枠で、2018年6月21日開催の第105回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）の譲渡制限付株式報酬額として、年額8千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）の員数は4名です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月23日開催の第103回定時株主総会において、年額5千万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
3. なお、当連結会計年度を含む親会社株主に帰属する当期純利益及び連結経常利益の推移は、「4.財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりです。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況等
取締役	新 居 勇 子	重要な兼職先と当社との関係については、該当事項はありません。
取締役 (監査等委員)	山 添 俊 作	重要な兼職先と当社との関係については、該当事項はありません。
取締役 (監査等委員)	細 川 明 子	重要な兼職先と当社との関係については、該当事項はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	新 居 勇 子	2024年6月21日就任以降、当事業年度に開催された取締役会（全17回）の全てに出席いたしました。その際、企業経営経験者として豊富な知見に基づき、また一般株主の視点から提言や意見表明を行うなど、意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	山 添 俊 作	当事業年度に開催された取締役会（全23回）に全回出席いたしました。また、監査等委員会（全15回）に全回出席いたしました。その際、企業経営経験者として豊富な知見に基づき、また一般株主の視点から提言や意見表明を行うなど、意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	細 川 明 子	当事業年度に開催された取締役会（全23回）に全回出席いたしました。また、監査等委員会（全15回）に全回出席いたしました。その際、公認会計士としての専門的見地に基づき、主に適法性の観点から意見表明を行うなど、意思決定の妥当性・適法性を確保するための適切な役割を果たしております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第31条に設けておりますが、いずれの社外取締役とも責任限定契約を締結しておりません。

4 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	55百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等の額について、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告をもとに、会計監査人の監査計画の内容、過年度における職務遂行状況や報酬額見積りの算定根拠等を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬を含めております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 重要な子会社の計算関係書類監査を行う者に関する事項

当社の重要な子会社のうち、一部の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員会の決定により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、妥当性、独立性及び職務の遂行状況等に留意し、独自の評価基準に照らして毎期検討を行います。

その結果、不再任が妥当と判断した場合、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第40条に設けておりますが、EY新日本有限責任監査法人と責任限定契約は締結しておりません。

5 会社の体制及び方針並びに運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の適正を確保するための「内部統制システムの整備に関する基本方針」について、取締役会において以下のとおり決議しております。

① 取締役、執行役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「より良いスポーツ品とスポーツの振興を通じて社会に貢献する」との経営理念のもと、「ミズノ倫理規範」を定めて、当社グループの取締役、執行役員及び社員に対して、遵法精神の徹底と社会的責任への自覚を促しております。これにより、当社グループの取締役、執行役員及び社員は、法令、定款及び一般的な社会規範・慣習に従って、健全で公正な企業活動に取り組むことといたします。さらに、当社のサステナビリティ推進委員会が当社グループによる社会的責任の遂行について、統括して課題や取り組みを発信いたします。

また、内部通報制度である「ミズノフェアプレーホットライン」においては、コンプライアンス違反行為を社外の弁護士にも直接通報できる体制を取っております。通報内容は秘匿され、通報者が不利益となる扱いを受けることはありません。さらに、当社監査等委員会は、当該制度が有効に機能しているかを適宜検証することとしております。

② 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報や文書等の保存を行うこととしております。取締役会議事録などの重要文書は法定の保存期限に従い厳重に保管されつつも、経営判断の経過及び結果についての検証を行えるよう、取締役及び執行役員並びに会計監査人等が必要に応じ閲覧できる状態に置かれております。また、経営情報の管理については、「ミズノ情報セキュリティ規程基本方針書」に基づいて保存・管理しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントの責任体制を明確にするため、代表取締役社長が委員長を務める「リスクマネジメント委員会」を設置しております。リスクマネジメント委員会は、「リスクマネジメント規程」に基づき、事業活動にともなうリスクの洗い出し、評価、対策実施、情報開示に関して、当社グループのリスクマネジメントを総括する役割を担っております。

当社の各部署及び子会社は、研修の実施やマニュアルの作成などを行って、各分野において予見可能な各種リスクに対応できる仕組みを確保いたしております。また、自然災害、社外からの妨害行為、不正などの予見や発生時の対応方法を「危機管理マニュアル」に定め備えております。

④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、月例の取締役会（月2回）及び執行役員会（月2回）を開催し、重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務執行状況の報告及び監督を行っております。また、毎月1回開催される「経営会議」には、取締役及び執行役員の全員に加え、選抜された幹部社員が出席し、各業務分野における経過や結果の報告を行い、取締役会による迅速な意思決定をサポートしております。

また、当社グループの経営活動においては、長期経営方針や年度方針のもと、当社の全ての部署や子会社が、それらを具体化した事業計画を策定し、進捗管理を行っております。即ち、設定された目標に対し、対策の実行による課題の解消によって、全社的な方針管理の一貫性が確保される仕組みになっております。これら事業計画の進捗状況は、取締役会や執行役員会において適宜報告されることになっております。

なお、取締役（監査等委員を除く）の任期にあわせ、執行役員の任期を1年とし、使命と責任を明確にしております。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の経営理念及び当社が定める長期経営方針、年度方針及び「ミズノ倫理規範」並びに内部統制諸制度の適用は、子会社を含む当社グループ全社に共通するものであります。それによって、子会社は当社と共通の方針管理のもとで事業活動を遂行するとともに、リスクマネジメントシステムの運用においても軌を一にしています。

子会社の経営執行については、子会社業務執行者の自主性や専門性を尊重しつつも、質的・金銭的に重要性の高い案件の決裁は、基準によって当社の取締役会、業務執行取締役、または執行役員が行う規定となっているため、子会社においても業務の適正性が損なわれることはないと考えております。

また、連結業績に係る財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役が委員長を務める

「内部統制報告制度対応委員会」が、「内部統制規程」のもと、当社グループの全組織にわたって、内部統制システムの整備、運用及び評価を行うこととしております。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき組織とその独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

当社においては、内部統制を推進・強化する担当部門である内部監査室、法務室、グローバル人事総務部、経理財務部、グローバルＩＴデジタル推進室などが、事業部門や営業拠点から独立した立場を保ち、事業活動の過程で生じた事象や結果について、適法性や公正性の観点から精査しております。内部監査員は、法令で示された指針等に則り、中立的・独立的立場から業務監査の実効性を確保しております。

⑦ 当社及び子会社の取締役、執行役員及び社員から監査等委員会への報告体制並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の取締役、執行役員及び社員は、監査等委員会に対し、業務の執行状況の報告に加え、コンプライアンス違反をはじめ当社グループに重大な影響を及ぼす事象の発生や決定事項を直ちに報告することとしております。

また、監査等委員会に報告したことを理由として、不利な取扱いが行われることはありません。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、取締役会や執行役員会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議やサステナビリティ推進委員会などの主要な会議に出席するとともに、重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員または社員にその説明を求めることができる体制となっております。

また、監査等委員は、監査等委員会の職務の執行に必要な場合は、相談や調査のため会計監査人や弁護士などの社外専門家に依頼することができ、その費用は会社が負担するものいたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役、執行役員及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

監査等委員は、取締役会や執行役員会に加え、当社や当社子会社の主要な会議に出席することなどを通じ、取締役（監査等委員を除く）や執行役員の職務の執行に対する監査を行いました。その結果、当事業年度においては適法性や公正性を欠くような事象はありませんでした。

サステナビリティ推進委員会は、当事業年度において2回開催され、当社グループの社会的責任の遂行に向けた課題を特定するとともに、各課題解決のための方策立案から実施までの管理を行いました。

内部通報制度である「ミズノフェアプレーホットライン」への通報に基づき、事実確認と調査を行いました。当事業年度において重大なコンプライアンス違反となるような事象は認められませんでした。また、監査等委員会は、当該制度が有効に機能しているかを検証し、有効であると判断いたしました。

② 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の運用状況

取締役会議事録、監査等委員会議事録をはじめとする各種の経営資料や決裁の履歴等は、取締役及び会計監査人等が適時閲覧できる状態にありながらも、法令及び社内規程に基づき、厳重な情報セキュリティ管理のもとで保存していることを確認いたしました。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制の運用状況

当社及び当社グループからリスクマネジメントに関する報告が毎月行われ、その内容は当社の取締役会に報告されております。リスクマネジメント委員会は、当事業年度において13回開催され、当社グループに内在するリスクや予見されるリスクの影響度評価を行い、重要なリスクへの対策を実施いたしました。

④ 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

定例の取締役会、執行役員会及び経営会議においては、年度方針や年度目標の達成に向けて、一貫性を確保した議論や判断を行うことで、取締役や執行役員は迅速かつ効率的な執行を行いました。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況

内部統制システムの整備・運用の状況を評価するため、内部統制を推進する担当部門（内部監査室、法務室、グローバル人事総務部、経理財務部、グローバルITデジタル推進室など）が、法令や社内規程に基づき所定の対応を行いました。その結果、内部統制報告制度対応委員会は、当社や子会社の内部統制が有効に機能していることを確認し、その旨を取締役会に報告いたしました。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき組織とその独立性及び指示の実効性の確保に関する事項の運用状況

内部統制を推進する担当部門は、事業部門や営業拠点から独立した立場を保ち、日常的な取引の妥当性や社内手続きの適正性をチェックするため、各種決裁書類等の確認や営業拠点の訪問実査を行いました。その結果は、毎月の監査等委員会に月次レポートとして提出されるとともに、重要と思われる事象については、担当部門長が監査等委員会に出席して報告いたしました。

⑦ 当社及び子会社の取締役、執行役員及び社員から監査等委員会への報告体制並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の運用状況

監査等委員会は、当社の取締役会や執行役員会において、当社や子会社の経営の執行状況の報告を受けるとともに、事業責任者や実務担当者から取引の経過等について説明を受けました。その結果、当事業年度において、コンプライアンス違反をはじめ当社グループに重大な影響を及ぼすに至る事象の報告はありませんでした。また、報告により不利な取扱いを行った事実はありませんでした。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制の運用状況

監査等委員は、取締役会や執行役員会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議や各種委員会など主要な会議への出席に加え、重要な決裁書類・議事録等を閲覧するとともに、主要な拠点への往査を実施いたしました。監査等委員会と会計監査人及び内部監査部門は、定期的に会合を持ち、十分な連携を行いました。

また、監査等委員会と代表取締役とは、定期的に会合を持ち、監査等委員会の監査の状況及び結果を共有し、積極的な意見交換が行われました。

なお、監査等委員会としての意見形成を図るため、監査等委員は専門図書の購読やセミナー・研修会への参加を通じ、必要な専門知識の習得や法令情報の収集に努めました。それらの費用は会社が負担いたしました。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イ）、この基本方針を実現するための特別の取組み（同条第3号ロ）について決議しております。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社である当社における「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」としての在り方は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましく、その判断は最終的には当社の株主の皆様の意思に委ねられるべきものと考えます。

一方で、スポーツ品の製造・販売やスポーツ施設の運営などの事業をグローバルで展開する当社グループを統括する当社の経営にあたっては、専門的ノウハウと豊富な経験、並びに国内外の顧客・従業員及び取引先やスポーツ産業特有の選手・チーム・団体や連盟等のステークホルダーとの間に築かれた関係への理解が不可欠であり、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」にこれらに関する十分な理解がなくては、株主価値を毀損する可能性があると考えます。

一段と激化する競争の中で、当社グループはスポーツ市場で「特徴あるブランド」として存在し続けていかなければなりません。

当社のブランド価値の核となるものは、「テクノロジー」「クラフトマンシップ」「品質」といった商品への信頼感です。その信頼感の醸成のために、商品開発は当社のブランド価値向上の最も重要な要素です。スポーツ品の研究開発においては、素材の基礎研究から製品化に至るまで多くの開発プロセスを経ており、長期の年月をかけ、その技術やノウハウの蓄積や技術者の育成を行ってまいりました。

また、海外と国内の事業を連動させ、競争優位のビジネスモデルの構築を目指すため、海外生産拠点の最適化を図り、継続的な製品コストの低減を行うとともに、コアとなる生産技術水準を維持・継承することにも努めております。

加えて、当社グループは顧客との情緒的な繋がりを強める企業文化や社風（当社の個性）を生み出す努力を継続してまいりました。従業員教育に努め、フェアプレー、フレンドシップ、ファイティングスピリットを大切にし、アンフェアな行為を許さない企業風土を有しております。また、長年にわたり地域スポーツ団体へのサポートや、指導者育成をはじめとしたスポーツ振興活動を行うなど社会貢献にも積極的に努めております。これらの企業文化や社風は、取引先、消費者、各種競技団体において、当社グループと<ミズノ>ブランドに対する信頼感を高めてまいりました。

以上のように、信頼という無形の付加価値がグループの社員と企業文化によって築かれ、ブランド資産となり企業価値の向上に大きな役割を果たしております。

当社では、110年以上にわたり築いてまいりましたこれらの有形無形の財産が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することとなる大規模買付行為を行う者のもとにおいても保全され、中長期的にその価値を向上させられるものでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は大きく毀損されることになると判断します。従いまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合には、そのような大規模買付行為は不適切であると考えます。

② 基本方針を実現するための当社の取組み

当社は、「より良いスポーツ品とスポーツの振興を通じて社会に貢献する」という経営理念のもと、下記の長期経営方針に沿って企業価値向上の具現化を図っております。

- ・ 未来へ続くブランドの共創
- ・ 世界企業ミズノの実現
- ・ 誇りある企業文化の育成

創業以来、商品の品質・機能の充実を通してユーザー満足度を高める努力を行ってまいりましたが、スポーツの力で持続可能な社会を実現することを原動力として、全社員の手で、全ての顧客やステークホルダーとともにミズノブランドを創り上げてまいります。そのためには、グループ全体での企業価値の最大化を目的に国境を越えた連携でグローバル企業を目指し、さらに公正な企業活動のもと、挑戦的で活力のある企業文化を醸成してまいります。また、中長期的に以下のような重点目標を設定し、目標達成に向け経営資源を有効活用して企業価値を向上させていくことといたしております。

<海外市場でのシェア向上>

海外市場におけるマーケティング活動のさらなる強化推進により、すでに評価の高い技術や機能性を強く訴求することが重要と考えています。高いレベルのパフォーマンスを追求するエンドユーザーが対象顧客である「専門店チャンネル」を中心に、欧州・米州・アジア・オセアニアをはじめとする海外市場でのブランド認知度の拡大とシェアアップを図ってまいります。

<商品開発力の強化>

ブランド差別化の源泉として、研究開発への人材と資金の投資を積極的行ってまいります。すぐれた技術力により裏打ちされたスポーツシューズや、新素材の開発・採用に加え多様な機能性を発揮できる縫製技術を駆使するスポーツアパレルの領域は、グローバルでの市場規模が極めて大きく、これからの拡販余地が一層見込まれると考えております。従って、これらのプロダクト領域の開発に経営資源の配分ウエイトを高めてまいります。

日本国内は、少子高齢化が加速するにともないシニア層の人口構成比が増大し、人々の健康への意識が高まり、そのための活動の機会が増えると想定されます。日常的なスポーツやトレーニングへの志向に対する需要をしっかりと受けとめ、競技スポーツで培った技術やノウハウをベースに、そのような需要に応える商品とサービスを提供してまいります。

① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、コンプライアンスを遵守し行動することを社会的責任と位置づけ、反社会的勢力に対して一切の利益供与を行わず、また、反社会的勢力からの不当な要求には決して応じないことを方針としております。この基本的な考え方は、「ミズノ倫理規範」に定め、グループの全社員に対し教育を通じて周知徹底を図っております。

反社会的勢力の動向が事前に察知され、あるいは、現に何らかの行動が当社グループに対して起こされた場合は、「危機管理マニュアル」に基づき、組織的に対処できるよう備えております。具体的には、当社人事総務部が主管部門となり、関係各部門・子会社による横断的な対応ユニットを立ち上げます。そのような体制を整備することによって、情報収集、外部専門家との連絡、対策検討、当社取締役会への報告、意思決定、公安当局との連携及び情報開示が機動的になるものと考えます。

本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
ただし、百分率は表示桁未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	147,421	流動負債	42,571
現金及び預金	32,399	支払手形及び買掛金	16,166
受取手形	4,640	短期借入金	2,056
売掛金	46,081	1年内返済予定の長期借入金	3,828
商品及び製品	50,743	未払金及び未払費用	14,574
仕掛品	680	未払法人税等	2,586
原材料及び貯蔵品	6,701	役員賞与引当金	135
その他	6,876	その他	3,222
貸倒引当金	△702	固定負債	18,786
固定資産	71,058	長期借入金	7,608
有形固定資産	39,744	繰延税金負債	3,189
建物及び構築物	17,107	再評価に係る繰延税金負債	1,785
機械装置及び運搬具	1,366	退職給付に係る負債	568
土地	14,149	長期預り保証金	2,449
建設仮勘定	2,423	資産除去債務	300
その他	4,699	その他	2,885
無形固定資産	6,185	負債合計	61,358
のれん	852	(純 資 産 の 部)	
その他	5,332	株主資本	139,311
投資その他の資産	25,127	資本金	26,137
投資有価証券	9,569	資本剰余金	31,921
長期貸付金	4	利益剰余金	83,118
繰延税金資産	1,591	自己株式	△1,864
退職給付に係る資産	11,615	その他の包括利益累計額	17,036
その他	2,627	その他有価証券評価差額金	3,504
貸倒引当金	△280	繰延ヘッジ損益	391
資産合計	218,479	土地再評価差額金	△353
		為替換算調整勘定	11,264
		退職給付に係る調整累計額	2,229
		非支配株主持分	772
		純資産合計	157,121
		負債純資産合計	218,479

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		240,335
売上原価		141,777
売上総利益		98,558
販売費及び一般管理費		77,780
営業利益		20,777
営業外収益		
受取利息	144	
受取配当金	282	
受取手数料	17	
受取保険金	17	
受取補償金	49	
その他	571	1,083
営業外費用		
支払利息	121	
為替差損	250	
シンジケートローン手数料	6	
支払手数料	24	
その他	104	508
経常利益		21,352
特別利益		
固定資産売却益	59	
投資有価証券売却益	465	525
特別損失		
固定資産除却損	62	
減損損失	12	75
税金等調整前当期純利益		21,803
法人税、住民税及び事業税	5,399	
法人税等調整額	978	6,377
当期純利益		15,425
非支配株主に帰属する当期純利益		182
親会社株主に帰属する当期純利益		15,243

(注) 連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	26,137	31,854	71,447	△1,864	127,574
当期変動額					
剰余金の配当			△3,708		△3,708
親会社株主に帰属 する当期純利益			15,243		15,243
連結範囲の変動			136		136
自己株式の取得				△20	△20
自己株式の処分		66		19	86
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	66	11,670	△0	11,736
当期末残高	26,137	31,921	83,118	△1,864	139,311

(単位 百万円)

	その他の包括利益累計額						非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整 累計額	その他の 包括利益 累計額 合計		
当期首残高	3,598	291	△319	8,088	2,220	13,879	611	142,065
当期変動額								
剰余金の配当								△3,708
親会社株主に帰属 する当期純利益								15,243
連結範囲の変動							28	164
自己株式の取得								△20
自己株式の処分								86
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△94	99	△34	3,176	8	3,156	132	3,289
当期変動額合計	△94	99	△34	3,176	8	3,156	161	15,055
当期末残高	3,504	391	△353	11,264	2,229	17,036	772	157,121

(注) 連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数……………23社

主要な連結子会社の名称……………ミズノテクニクス株式会社

セノー株式会社

MIZUNO USA, INC.

SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD.

なお、MIZUNO APAC(THAILAND) LTD.とMIZUNO SIAM HOLDINGS LTD.については、売上高が増加したことにより、連結計算書類に対する重要性が増したため、当連結会計年度より連結子会社に含めることとし、MIZUNO CORPORATION UK LIMITEDは、2025年1月1日付で実施した欧州支店事業の譲渡に伴って、事業を開始したことにより、連結計算書類に対する重要性が増したため連結子会社に含めることとしました。

主要な非連結子会社の名……………THAI MIZUNO CO.,LTD
称等

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない主要な非連… 非連結子会社 THAI MIZUNO CO.,LTD
結子会社及び関連会社の名称等 関連会社 THAI SPORTS GARMENT CO.,LTD.

(2) 持分法を適用しない理由……………持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外子会社16社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等……………時価法

以外のもの

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告書日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、……………主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の原材料及び貯蔵品 低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

大阪本社ビル建物及び構築物、海外支店……………定額法

1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）……………定額法

並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物

上記以外の当社及び国内連結子会社の有形固定資産……………定率法

海外連結子会社……………定額法

② 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法、のれんについては、10年間または20年間にわたる定額法による償却

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

取締役の賞与の支給にあてるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

③ 簡便法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は当該在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売

スポーツ品等販売事業においては、主にスポーツ品等の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客と合意した地点に商品及び製品が到着した時点で、履行義務が充足されたと判断し収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品及び製品の国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

② スポーツ施設運営事業

スポーツ施設運営事業においては、主に長期のスポーツ施設の運営及び運営受託や、スポーツ施設の工事契約を行っております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、業務提供期間にわたり定額で、または履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、期間のごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

（会計方針の変更に関する注記）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。これによる前連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

（会計上の見積りに関する注記）

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 1,591百万円

（繰延税金負債との相殺前 2,418百万円）

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニング等を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断し金額を算出しております。

- ②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得は事業計画を基礎として見積っておりますが、その主要な仮定は市場や事業の成長率であります。

- ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

事業計画の下方修正や計画未達等により、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合は、繰延税金資産の取り崩しが発生し、損益に悪影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|---|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 40,369百万円 |
| 2. 担保資産 | |
| 担保提供資産 | |
| 投資有価証券 | 9百万円 |
| 計 | 9百万円 |
| 上記担保資産に対応する債務はありません。 | |
| 3. 保証債務 | |
| 商業信用状に関わる保証 | 824百万円 |
| 4. 土地の再評価 | |
| 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、2002年3月31日に事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 | |
| 再評価の方法は土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第3号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算定する方法によっております。 | |
| 再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は1,384百万円であります。 | |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 26,578,243株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	2,173	85	2024年 3月31日	2024年 6月24日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	1,534	60	2024年 9月30日	2024年 12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,302	90	2025年 3月31日	2025年 6月23日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画や運転資金需要に基づいて、必要な資金を主に金融機関からの借入により調達しております。一時的な余剰資金は、預金など安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、信用リスクに加え、カントリーリスクや為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券や上場株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金の一部には、商品・原材料等の輸入にともなう外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、原則として外貨建ての営業債権をネットした持高について先物為替予約を利用してヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、営業債権など顧客に対する与信限度の管理について、各種規程に従ってモニタリングを行い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収不能の防止を図っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは限定的であると考えております。また、デリバティブ取引については、格付の高い金融機関とのみ取引を行っており、信用リスクはほとんどないと考えております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債権・債務について、通貨別・月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、適宜市場価格の推移や発行体の業績動向や財務状況を把握して、市場価格の下落による損失発生を未然に防止するよう注意を払っております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた規程に従い、ヘッジの有効性の事後検証を行っており、取引実績に関する報告を定期的に取締役会に対し行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1,471百万円）は次表には含めておりません。また、現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が連結貸借対照表計上額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 ※	時価 ※	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	300	283	△16
その他有価証券	7,281	7,281	－
資産計	7,581	7,564	△16
(2) 長期借入金	(11,436)	(10,607)	828
負債計	(11,436)	(10,607)	828
(3) デリバティブ取引	549	549	－

※負債に計上されているものについては、() で示しております。

※デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

※連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については含めておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は516百万円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券	7,281	—	—	7,281
デリバティブ取引	—	549	—	549
資産計	7,281	549	—	7,830

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	283	—	283
資産計	—	283	—	283
長期借入金	—	(10,607)	—	(10,607)
負債計	—	(10,607)	—	(10,607)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有しているその他の債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				計
	日本	欧州	米州	アジア・オセアニア	
スポーツ品等販売事業	122,674	23,743	35,986	33,314	215,718
スポーツ施設運営事業	24,301	—	—	—	24,301
顧客との契約から生じる収益	146,975	23,743	35,986	33,314	240,019
その他の収益	315	—	—	—	315
外部顧客に対する売上高	147,291	23,743	35,986	33,314	240,335

(注) 「その他」の区分は、不動産収入を含んでおります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 4. 会計方針に関する事項 (7) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位:百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	48,810	50,722
契約負債	749	702

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、749百万円であります。また、当連結会計年度において、契約負債が46百万円減少した主な理由は、前受金の減少によるものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予定される顧客との契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	6,112円30銭
2. 1株当たり当期純利益	595円97銭

(重要な後発事象に関する注記)

(株式分割および定款の一部変更)

当社は、2025年2月7日開催の取締役会決議により、2025年4月1日を効力発生日として、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2025年3月31日(月)を基準日として、同日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有する当社普通株式1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	26,578,243 株
今回の分割により増加する株式数	53,156,486 株
株式分割後の発行済株式総数	79,734,729 株
株式分割後の発行可能株式総数	177,600,000 株

(3) 分割の日程

基準日公告日	2025年3月14日(金)
基準日	2025年3月31日(月)
効力発生日	2025年4月1日(火)

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
1株当たり当期純利益	186.57円	198.65円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	－円	－円

3. 株式分割に伴う定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りです。

株式分割前の定款	株式分割後の定款
第 6 条（発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は 59,200,000株とする	第 6 条（発行可能株式総数） 本会社の発行可能株式総数は 177,600,000株とする

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日 2025年2月7日（金）

効力発生日 2025年4月1日（火）

(企業結合に関する注記)

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

①対象となった事業の名称及びその事業の内容

名称	事業の内容
イギリス支店 ドイツ支店 オランダ支店 スウェーデン支店 デンマーク支店	スポーツ品の販売

②企業結合日

2025年1月1日

③企業結合の法的形式

Mizuno Corporation UK Limitedへの当社の欧州支店事業の現物出資です。

④結合後企業の名称

Mizuno Corporation UK Limited

⑤その他取引の概要に関する事項

欧州事業における経営判断の迅速化と経営効率化の実現を目指すとともに、グループ全体のさらなる利益拡大に取り組むため、欧州支店事業を子会社とする事業再編が必要であると判断しました。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

計算書類

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流動資産	66,682	流動負債	23,747
現金及び預金	8,290	支払手形及び買掛金	9,158
受取手形	3,877	1年内返済予定の長期借入金	3,828
売掛金	26,946	未払金及び未払費用	7,906
商品	22,862	未払法人税等	1,538
短期貸付金	355	役員賞与引当金	135
未収入金	1,401	その他	1,180
その他	3,075	固定負債	19,815
貸倒引当金	△127	長期借入金	15,439
固定資産	80,956	再評価に係る繰延税金負債	1,215
有形固定資産	27,030	退職給付引当金	13
建物及び構築物	14,153	長期預り保証金	2,267
工具、器具及び備品	495	資産除去債務	94
土地	9,682	繰延税金負債	88
その他	2,698	その他	695
無形固定資産	1,826	負債合計	43,562
ソフトウェア	1,404	(純 資 産 の 部)	
その他	422	株主資本	100,650
投資その他の資産	52,098	資本金	26,137
投資有価証券	9,087	資本剰余金	31,916
関係会社株式	32,760	資本準備金	22,454
前払年金費用	8,030	その他資本剰余金	9,462
その他	2,526	利益剰余金	44,461
貸倒引当金	△306	その他利益剰余金	44,461
資産合計	147,638	別途積立金	10,900
		繰越利益剰余金	33,561
		自己株式	△1,864
		評価・換算差額等	3,425
		その他有価証券評価差額金	3,504
		繰延ヘッジ損益	274
		土地再評価差額金	△353
		純資産合計	104,075
		負債純資産合計	147,638

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目		金 額
売上高		154,705
売上原価		97,662
売上総利益		57,043
販売費及び一般管理費		46,688
営業利益		10,354
営業外収益		
受取利息	78	
有価証券利息	5	
受取配当金	2,884	
受取手数料	16	
受取保険金	12	
受取補償金	49	
貸倒引当金戻入	83	
その他	306	3,438
営業外費用		
支払利息	143	
支払手数料	24	
シンジケートローン手数料	6	
為替差損	49	
その他	42	266
経常利益		13,527
特別利益		
投資有価証券売却益	465	465
特別損失		
固定資産除却損	11	
減損損失	4	16
税引前当期純利益		13,977
法人税、住民税及び事業税	2,808	
法人税等調整額	894	3,702
当期純利益		10,274

(注) 計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	26,137	22,454	9,395	31,849
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			66	66
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)				
当期変動額合計	—	—	66	66
当期末残高	26,137	22,454	9,462	31,916

(単位 百万円)

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,900	26,995	37,895	△1,864	94,018
当期変動額					
剰余金の配当		△3,708	△3,708		△3,708
当期純利益		10,274	10,274		10,274
自己株式の取得				△20	△20
自己株式の処分				19	86
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	6,566	6,566	△0	6,632
当期末残高	10,900	33,561	44,461	△1,864	100,650

計算書類

(単位 百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,598	296	△319	3,575	97,593
当期変動額					
剰余金の配当					△3,708
当期純利益					10,274
自己株式の取得					△20
自己株式の処分					86
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△94	△21	△34	△150	△150
当期変動額合計	△94	△21	△34	△150	6,482
当期末残高	3,504	274	△353	3,425	104,075

(注) 計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）
 - ② 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法
 - ③ その他有価証券
 - 市場価格のない株式等……………時価法
 - 以外のもの……………（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告書日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 商品……………先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

- 大阪本社ビル建物及び構築物、海外支店……………定額法
- 1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）……………定額法
- 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物……………定額法
- 上記以外の有形固定資産……………定率法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法

(3) リース資産

- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
- リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(3) 役員賞与引当金

取締役の賞与の支給にあてるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約及び通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、為替予約等の振当処理の対象となっている外貨建金銭債権債務については、当該為替予約等の円貨額に換算しております。

6. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりであります。

① 商品及び製品の販売

スポーツ品等販売事業においては、主にスポーツ品等の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については、顧客と合意した地点に商品及び製品が到着した時点で、履行義務が充足されたと判断し収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品及び製品の国内の販売については、出荷時点で収益を認識しております。

② スポーツ施設運営事業

スポーツ施設運営事業においては、主に長期のスポーツ施設の運営及び運営受託や、スポーツ施設の工事契約を行っております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、業務提供期間にわたり定額で、または履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、期間のごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(会計方針の変更に関する注記)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金負債 88百万円

(繰延税金負債との相殺前の繰延税金資産の金額 1,554百万円)

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニング等を見積り、繰延税金資産の回収可能性を判断し金額を算出しております。

②当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得は事業計画を基礎として見積っておりますが、その主要な仮定は市場や事業の成長率であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

事業計画の下方修正や計画未達等により、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合は、繰延税金資産の取り崩しが発生し、損益に悪影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	26,021百万円
2. 担保資産	
担保提供資産	
関係会社株式	9百万円
計	9百万円
上記担保資産に対応する債務はありません。	
3. 保証債務	
(1) 関係会社の銀行借入に関わる保証	1,853百万円
(2) 商業信用状に関わる保証	824百万円
(3) 関係会社の仕入債務に関わる保証	234百万円
保証合計	2,912百万円
4. 関係会社に対する金銭債権債務	
短期金銭債権	3,254百万円
長期金銭債権	1,028百万円
短期金銭債務	1,468百万円
長期金銭債務	7,831百万円
5. 土地の再評価	
土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、2002年3月31日に事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 再評価の方法は土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び路線価のない土地は第3号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算定する方法によっております。 再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額は506百万円であります。	

計算書類

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	13,684百万円
仕入高	20,683百万円
販売費及び一般管理費	1,940百万円
営業取引以外の取引	36百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式数	998,910株
-----------------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価減	132百万円
未払費用	863百万円
貸倒引当金	135百万円
関係会社株式評価減	704百万円
返金負債	99百万円
子会社株式	575百万円
その他	821百万円
小計	3,332百万円
評価性引当額	△1,778百万円
繰延税金資産合計	1,554百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,439百万円
その他繰延ヘッジ利益	126百万円
前払年金費用	75百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	1,643百万円
繰延税金資産の純額	△88百万円

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報については、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

計算書類

(関連当事者との取引に関する注記)

属 性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	ミズノテクニクス株式会社	所有 直接100%	当社商品の製造、 資金の貸借、債 務保証	商品の仕入 利息の支払 (注) 1 債務保証 (注) 2	12,944 23 234	買掛金 借入金 —	1,133 5,638 —
子会社	セノー株式会社	所有 直接100%	資金の貸借	利息の支払 (注) 1	8	借入金	2,000
子会社	SHANGHAI MIZUNO CORPORATION LTD.	所有 直接100%	当社商品の製造、 販売、資金の貸 借	資金の回収 利息の受取 (注) 1	700 4	貸付金	—
子会社	MIZUNO EUROPE B.V	所有 直接100%	債務保証	債務保証 (注) 2	1,539	—	—
子会社	MIZUNO CORPORATION UK LIMITED	所有 直接100%	事業譲渡 (注)4	譲渡資産合計 譲渡負債合計 株式の取得	14,833 5,617 9,194	—	—
役員	水野明人	被所有 直接0.48%	金銭報酬債権の 現物出資	金銭報酬債 権の現物出 資(注)5	16	—	—
役員	福本大介	被所有 直接0.08%	金銭報酬債権の 現物出資	金銭報酬債 権の現物出 資(注)5	10	—	—
役員	七條毅	被所有 直接0.05%	金銭報酬債権の 現物出資	金銭報酬債 権の現物出 資(注)5	10	—	—

- (注) 1. 金利は市場金利を勘案して決定しております。なお、担保の授受はありません。
2. 関係会社の銀行借入等に対する債務保証を行ったものであります。
3. 資金の借入及び返済の取引金額は純額表示しております。
4. 当社欧州支店事業の現物出資による事業譲渡であり、株式の取得については、当社が事業譲渡の対価として取得したものであります。
5. 譲渡制限付株式報酬 (RS) 制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	4,068円75銭
2. 1 株当たり当期純利益	401円71銭

(重要な後発事象に関する注記)

株式分割に関する基礎となる情報については、連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(企業結合に関する注記)

連結注記表（企業結合に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

美津濃株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西野 尚 弥
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上田 美 穂
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、美津濃株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、美津濃株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

美津濃株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西野 尚 弥

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 上田 美穂

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、美津濃株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見表明の基礎となる、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、計算書類等の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第112期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部監査推進担当部門と連携して監査を実施し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ② 取締役会、執行役員会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、主要な子会社の取締役会、経営会議等に出席し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画、期中レビュー結果、期末監査報告ほか、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

美 津 濃 株 式 会 社 監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員 原 琢 平 ㊟

監 査 等 委 員 山 添 俊 作 ㊟

監 査 等 委 員 細 川 明 子 ㊟

(注) 監査等委員山添俊作及び細川明子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

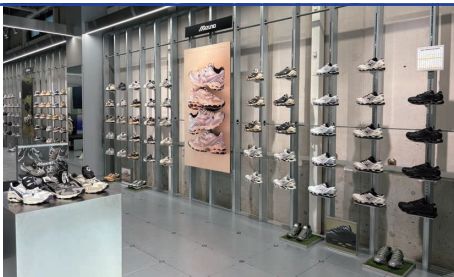
Topics



大阪・関西万博へのユニフォーム提供

シグネチャーパビリオン「いのちの遊び場クラゲ館」にユニフォームを提供しています。

スポーツで培った技術を取り入れ、快適な環境をつくることを念頭に企画し、着こなしを自由にアレンジできる仕様で制作しました。



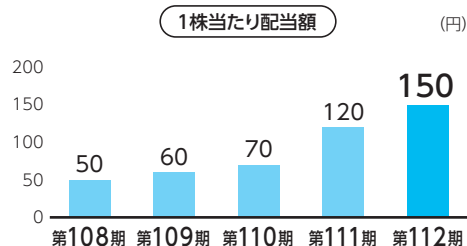
スポーツスタイルシューズ事業の拡大

スポーツスタイルシューズの事業拡大に引き続き注力してきました。京都四条店をはじめとした、直営新店舗を出店し、クラフトマンシップとスポーツの躍動を支えてきた最新技術をお客様に届けます。



フットボール事業 新アンバサダー契約

ポルトガル代表のジョアン・フェリックス選手とアンバサダー契約を締結しました。フットボール事業の海外戦略は好調に推移しています。フェリックス選手と共に、今後さらにグローバルで成長と進化を続けてまいります。



継続的な増配の実現

計画を上回る業績の推移により、継続的な増配を実現しています。

今後も安定的かつ継続的な利益還元を行う基本方針のもと、資本コストや株価を意識した経営を推進しながら収益性及び効率性の向上を目指します。



ミズノスポーツロジージャーリー リニューアル

1階にスポーツ用品の展示や、スポーツファシリティ部門での取り組みなど、現在のミズノをご覧いただけるコーナーを設けました。

3階は、過去の用具や、さまざまな競技の代表ウェア、これまで手掛けてきたシューズを展示しています。



ランニング事業拡大への取り組み

新シリーズ『Mizuno Neo Vista』、『Mizuno Neo Zen』の販売をグローバルで開始し、目標を上回る販売数を達成しました。25'大阪マラソン女子3位 K.アレム選手他、海外有力ランナーとの契約などによりグローバルでの認知度拡大を図ります。

ブカツ・サポート・コンソーシアム

ブカツサポートコンソーシアムへの参画

部活動の地域連携・地域展開に関する課題解決・解消を目的とする『ブカツ・サポート・コンソーシアム』に参画しました。

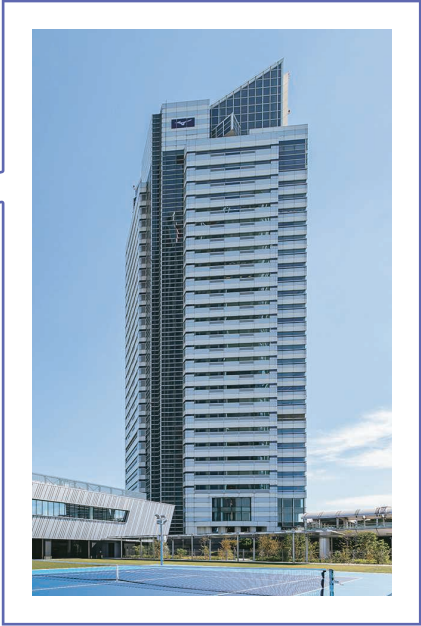
スポーツ用品提供、契約アスリートによるクリニックなどで貢献し、自治体が抱える課題をスポーツのチカラで解決していくと同時に、少子高齢社会に適した運動の提案で地域活性化を推進していきます。



グラブ作りマイスターの岸本耕作 卓越した技能者認定

ミズノテクニクス株式会社波賀工場のグラブ作りマイスターの岸本耕作が、厚生労働省より2024年の「卓越した技能者(現代の名工)」に認定されました。現在も技術者としてプロ野球選手のオーダーグラブを中心にグラブの製作・監修を行いながら、後進の育成にも注力しています。

株主総会会場ご案内図



ミズノ株式会社 大阪本社 〒559-8510 大阪市住之江区南港北1-12-35

大阪メトロ中央線 大阪メトロ南港ポートタウン線

「コスモスクエア」下車、徒歩約10分

大阪メトロ南港ポートタウン線

「トレードセンター前」下車、徒歩約10分

大阪メトロ南港ポートタウン線

「中ふ頭」下車、徒歩約8分

お願い

駐車場のご用意はございませんので、
公共交通機関をご利用くださるようお願い申し上げます。

UD FONT



環境にやさしい
植物油インキを
使用しています。